最終更新日:2015年6月26日
株式会社JSP
代表取締役社長 塚本耕三
問合せ先:総務人事本部 総務部 内田浩介
証券コード:7942
http://www.co-jsp.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は「創造的行動力による社会への貢献」を経営理念に掲げ、安全と環境対応を重視した国際競争力のある企業として、すべてのステークホルダーから信頼され、満足いただける経営を目指しています。そのためには、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させ、経営の効率化、透明性、健全性を徹底して追求することが重要な課題であると考えています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱瓦斯化学株式会社	16,020,882	51.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1,897,600	6.04
JSP取引先持株会	1,044,524	3.32
シー エム ビー エル, エス エー リ, ミューチャル ファンド	704,800	2.24
ジェーピーモルガンチェースバンク 385166	539,900	1.71
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223	512,966	1.63
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	512,200	1.63
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	421,500	1.34
JSP従業員持株会	349,874	1.11
チェース マンハッタン バンク ジーティエス クライアンツ アカウント エスクロウ	330,087	1.05

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無 更新	三菱瓦斯化学株式会社 (上場:東京) (コード) 4182

補足説明 更新

1. シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社及びその共同保有者から平成27年3月24日付の大量保有報告書(変更報告書)の写しの送付があり、平成27年3月17日現在でそれぞれ株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として平成27年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
2. 野村證券株式会社及びその共同保有者3社から平成27年4月7日付の大量保有報告書(変更報告書)の写しの送付があり、平成27年3月31日現在でそれぞれ株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として平成27年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社は、内部統制システムに関する基本方針として、当社の経営における自主性を確保するため、親会社との間で資本業務提携に関する基本合意書を締結するとともに、親会社との取引については、独立当事者間における取引条件と同等の水準を維持する等、適正性の確保に努めるものと定めております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社は、親会社である三菱瓦斯化学株式会社より取締役1名及び監査役1名が就任しておりますが、同社との経営情報及び技術ノウハウ交換等を目的とするものであり、当社の独立性の確保には問題ないものと考えております。
尚、当社と同社との間で締結した資本業務提携に関する基本合意書の中で、当社の経営の自主性を尊重し、当社のガバナンス体制及び組織・執行体制等の各種体制、経営方針・経営戦略並びに各種決定事項については、当社の判断に委ねる旨合意しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大野健二	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大野健二	○	大野健二氏は、株式会社日立物流の出身ですが、平成27年6月23日同社第56回定時株主総会で同社取締役を退任されました。同社は当社子会社との間に物流関連の取引はありますが、取引金額は僅少であります。	大野健二氏は、長年にわたり企業経営に携わった実績を有しており、豊富な知識と経験等を当社の経営に活かしていただけるものと判断しています。 また、同氏は当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、以上により当社の社外取締役として独立性は確保されているものと判断しています。 尚、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断されることから、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人が実施する監査結果を常に把握するとともに、監査の立会いや会計監査人との定期的な会合を開催することで緊密な連携を図っています。また、社長直轄部門である内部統制部監査室は、年間の内部監査計画に基づき内部監査を実施していますが、監査の結果について都度監査役へ報告し意見交換をすることにより、相互の連携強化を図っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
橋本 雅司	他の会社の出身者										△			
田辺 克彦	弁護士										○			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
橋本 雅司	○	橋本雅司氏は、日本生命保険相互会社の出身ですが、平成21年3月末をもって同社を退社されています。同社は、当社株式を0.76%所有していると共に、当社の資金調達先でもありますが、平成27年3月末現在の当社の借入金残高の総額に占める同社の割合は約5.5%であります。	橋本雅司氏は、幅広い知識と見識を有し、当社の社外監査役として職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。 左記のとおり同氏は、日本生命保険相互会社の出身ですが、当社と同社との間に事業活動上の特別な取引はありません。また、同氏は当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、以上により当社の社外監査役として独立性は確保されているものと判断しています。 尚、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断されることから、独立役員として指定しております。
田辺 克彦	○	田辺克彦氏は、田辺総合法律事務所の代表パートナーとして就任されています。当社は、同法律事務所の田辺信彦氏と法律顧問契約を締結していますが、2014年度における当社から同法律事務所への支払報酬額は2,600千円であります。	田辺克彦氏は、弁護士としての専門知識と経験等を当社の監査に活かしていただけるものと判断しています。 また、同氏は当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、以上により当社の社外監査役として独立性は確保されているものと判断しています。 尚、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断されることから、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外役員の独立性・中立性を確保することを目的として、以下のとおり「社外役員独立性基準」を定めております。
＜社外役員独立性基準＞
当社の社外役員が次の項目のいずれかに該当する場合、独立性を有しないものと判断する。
1.当該社外役員の配偶者または2親等内の親族が、現在または過去3年において、当社の親会社及び当社の親会社の子会社から成る企業集団に属する会社の取締役、監査役、執行役、 執行役員または支配人その他の使用人として在職していた場合
2.当該社外役員が、次のいずれかに該当する取引先等または当該取引先等が法人である場合における当該法人の取締役、監査役、執行役、執行役員または支配人その他の使用人である場合
(1)過去3年間の平均で当社の年間連結売上高の2%以上の支払を、当社及び当社の子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）に行っている取引先
(2)過去3年間の平均で当該取引先の年間連結売上高の2%以上の支払を、当社グループから受けた取引先
(3)現在、当社グループが当社の連結総資産の2%以上に相当する金額を借り入れている借入先
3.当該社外役員が、弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当社グループから、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の報酬を受けている場合（報酬を受けている者が団体である場合には、当該団体に属する場合）
4.当該社外役員が、当社の10%以上の議決権を有している株主（当該株主が法人である場合には、当該法人の取締役、監査役、執行役、執行役員または支配人その他の使用人）である場合

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬は、連結業績、各取締役の役位及び貢献度を考慮したうえで、決定しています。尚、制度的にはストックオプションを導入していますが、現在付与しておりますストックオプションはありません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

当事業年度（平成26年度）における当社の取締役報酬及び監査役報酬は以下のとおりです。
役員報酬等
取締役の報酬等 13名 288百万円（うち社外 1名 3百万円）
監査役の報酬等 6名 35百万円（うち社外 3名 20百万円）
1．上記は、平成26年6月27日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名及び監査役2名（うち社外監査役1名）が含まれています。
1．上記報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額32百万円(取締役29百万円、監査役2百万円）が含まれています。
2．役員ごとの報酬等の総額につきましては、その総額が1億円以上となる役員の該当はありませんでしたので記載を省略しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬は、基本報酬と退職慰労金で構成するものとしています。
基本報酬については、株主総会の決議により決定された取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額の範囲内において決定しています。各取締役の基本報酬は取締役会の授権を受けた代表取締役が、各監査役の基本報酬は監査役の協議により、それぞれ連結業績、各人の役位及び貢献度を考慮し、決定しています。
退職慰労金については、株主総会の決議に基づき、取締役会または監査役の協議に一任されますが、退職慰労金の算定方法や贈呈方法については、取締役会の決議により定める役員退職慰労金規程に従って決定されます。具体的な算定方法は、退職慰労金の各役位ごとの基準額を設定し、その基準額に各役位ごとの在任年数を乗じて得た額の合計としています。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役のサポート体制については、総務人事本部総務部が担当し、取締役会の重要審議案件について情報伝達を行うこととしています。
社外監査役については、監査役が監査業務を補助すべき使用人を求めることができるものとし、必要に応じたサポート体制を整備しています。
また、内部統制部監査室と連携を密にすることで、監査業務の効率化を図っています。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

1．業務執行の状況
当社は、定款において取締役会及び監査役会を置くこととしており、取締役及び監査役の定数をそれぞれ16名以内、4名以内と定めています。
現在(平成27年6月26日現在）は、取締役11名、監査役4名の構成で運営しています。取締役会は、原則月1回開催され、法令、社内規則に定める事項や経営に関する重要な事項について審議、決定するとともに、業務の執行状況を監督しています。また、取締役会を補完する機関として、代表取締役及び常務執行役員以上を定例メンバーとする経営会議を開催し、経営に関する重要事項について事前審議を行っています。さらに、業務執行システムとして執行役員制を採用し、執行権限と業績責任を委譲することにより、業務執行の効率化を図っています。

2．監査の状況
（1）監査役監査
監査役会は社外監査役2名を含む4名の監査役で構成されています。4名の監査役は、独立性の高い社外監査役から,、財務・経理に関する知見を有するもの、化学業界に精通した監査役等、多方面の経験豊かな人材で構成されており、当社の経営に即した監査業務が行われています。
また、社外監査役を含む監査役は取締役会や社内重要会議に出席するほか、毎月開催される監査役会において各事業責任者へヒアリングを行ない、当社グループの業務や財産状況の適法性、妥当性の詳細な監査を行っています。更に会計監査に関する事項に関しては定期的かつ必要に応じて会計監査人から直接聴取しています。

（2）内部監査
当社の内部監査部門である監査室は、3名体制で当社及びグループ会社も対象とした定常的な監査を行い、内部統制の実効性向上に努めています。監査室の機能を補完する体制として、各業務部門にプロセスオーナーを配置し、業務プロセス毎のモニタリング強化を図っております。
また、監査室は年間の内部監査計画に基づき内部監査を実施し、その監査結果については都度監査役へ報告し、意見交換することにより、相互の連携強化を図っています。

（3）会計監査
当社は東邦監査法人と金融商品取引法及び会社法に基づく監査契約を締結し、連結財務諸表及び財務諸表について監査を受けてけています。
平成27年3月期における会計監査の体制は以下のとおりです。
業務を執行した公認会計士の氏名、継続関与年数及び所属する監査法人
・指定社員 業務執行社員 神戸 宏明 6年 東邦監査法人
・指定社員 業務執行社員 佐藤 淳 2年 東邦監査法人

監査業務に係る補助者の構成
・公認会計士 8名
・会計士補等 1名
当社と同監査法人又は業務執行社員の間には公認会計士法の規定により記載すべき取引関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役会設置会社として社外監査役2名を含めた監査機能を充実させることで、経営の透明性、安全性の維持強化を図っています。
これに加え、独立性の高い社外取締役を選任し、ガバナンスのより一層の強化に努めています。
以上により、当社の企業規模等を総合的に考慮した結果、前述のコーポレートガバナンス体制が、経営の効率化、透明性、健全性の維持向上に最適であると判断されるため、当該体制を採用しています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成27年6月26日に開催しました第57回定時株主総会におきましては、法定期日の3営業日前の6月8日に株主総会招集通知を発送致しました。今後も、株主の皆様への議決権行使の円滑化に向けて努力してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家に対しては、当社の理解をより一層深めていただくため、定期的に説明会を開催しています。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリストや機関投資家等に対しては、代表取締役出席の決算説明会を5月と11月に開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社は投資家向け情報として、決算短信、アニュアルレポート、プレスリリース等をホームページに積極開示しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務人事本部広報IR室を設置し、4名体制で運営しています。	
その他	個人株主への対応としては、年2回「JSPニュース」を送付しています。 また外国人投資家に対しては、毎年英文のアニュアルレポートを配布し、経営情報の開示に努めています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、ステークホルダーの立場を尊重する経営姿勢を明文化した6原則からなる「JSP企業行動指針」と、従業員へ日常業務遵守項目を定めた「JSP行動規範」を制定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、地球環境保護の観点による資源環境への対応として、鹿沼事業所内に再資源センターを設置し、製品回収による再資源化に本格的に取り組んでおります。 また、環境、安全を確保するための自主的な取り組みとしてISO14001及びレスポンシブル・ケア活動を行うとともに、毎年度「環境報告書」を発刊し、当社の環境保全活動の報告に努めています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、情報開示規程に基づき情報開示委員会が適切かつ迅速な情報開示に努めています。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり内部統制システムの整備に関する基本方針を定めています。尚、基本方針については随時見直しを行ない、より適切な内部統制システムの整備に努めています。また、金融商品取引法における「財務報告に係る内部統制」については、主に内部統制部監査室が、その仕組みを継続的に評価し、不備がある場合には直ちに是正・改善等を行う体制を整備しています。

1. 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)当社は、当社及び当社子会社(以下、グループ会社といい、当社と併せて当社グループという)共通の「JSP企業行動指針」及び「JSP行動規範」を定め、法令遵守及び社会倫理遵守を企業活動の前提とし、社会的要請への適応を徹底する。
(2)当社は、リスクコンプライアンス委員会を設置し、当社グループにおけるコンプライアンスを横断的に統括することとし、同委員会を中心に当社グループの役職員への教育研修等を行う。
(3)当社グループのコンプライアンスの状況については、監査役と内部監査部門が連携をとり監査を実施する。
(4)法令上疑義のある行為については、当社グループの役職員が直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス相談窓口を設置し、内容の調査、再発防止策を検討実施する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1)文書管理規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存する。
(2)取締役及び監査役は、文書管理規程により常時これらの文書等を閲覧できる。
(3)法令又は証券取引所の規則等に情報の開示を定められている事項は、情報開示規程に基づき速やかに開示する。

3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)当社グループのリスクを横断的に管理する組織としてリスクコンプライアンス委員会がその任に当たるものとし、リスクの洗い出し及び分析を行う。
(2)同委員会を中心としてリスク管理に関する諸規程を整備し、当社グループにおけるリスク管理体制を強化する。
(3)災害等の不測の事態については、危機管理担当部門が緊急時の対応について定めた規程やマニュアルに基づき対応する。

4. 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)当社の取締役会は、月1回開催を原則とし、経営の基本方針、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項を決定する。また当社は、経営に関する重要事項に関して、代表取締役及び常務執行役員以上の執行役員をもって構成される経営会議を開催し、事前審議を行う。
(2)当社は、業務執行システムとして執行役員制及び事業本部制を採用し、執行権限と業績責任を委譲することにより業務執行の効率化を図る。
(3)当社は、業務執行に関する重要な個別経営課題は、原則月2回開催される執行役員会において決定する。
(4)当社は、連結ベースでの経営計画等を策定し、その実現に向け、グループ会社に対する経営管理及び指導等を行う。
(5)グループ会社は、原則として組織上各事業本部に所属し、業務執行も所属する事業本部の直接統括下に置く。

5. 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)当社内部監査部門は、定期的にグループ会社の業務監査を実施し、業務の適正を確保する。
(2)当社は、当社の経営における自主性を確保するため、親会社との間で資本業務提携に関する基本合意書を締結する。また、親会社との取引については、独立当事者間における取引条件と同等の水準を維持する等、適正性の確保に努める。
(3)当社は、グループ会社に対し、経営上の重要事項について、当社における事前承認又は当社への報告を義務付ける。

6. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
(1)監査役は、必要に応じて監査業務を補助すべき使用人の設置を求めることができる。
(2)監査役より監査業務に必要な指示を受けた使用人は、その指示に関して取締役等の指揮命令を受けない。また、当該使用人の異動、評価及び懲戒等については、監査役会と協議する。

7. 当社の監査役への報告に関する体制
(1)取締役及び使用人は、法定の事項に加え当社グループに重大な影響を及ぼす事項、当社グループにおける内部監査の実施状況を監査役会に報告する。
(2)監査役は、当社及び各グループ会社の取締役会その他重要な会議に出席し、当社グループにおける経営上の重要事項に関する情報収集に努める。
(3)コンプライアンス相談窓口に寄せられた当社グループの役職員からの通報状況及びその内容は、リスクコンプライアンス委員会より監査役会に報告する。報告の方法(報告者、報告受領者、報告時期)については、取締役と監査役会との協議により決定する方法による。
(4)監査役に報告をした者について、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

8. その他当社の監査役の監査が実質的に行われることを確保するための体制
(1)監査役会は、各事業責任者等からの個別ヒアリングの機会を定期的に設ける。
(2)監査役会は、代表取締役及び監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。
(3)監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

9. 財務報告に係る信頼性を確保するための体制
当社グループは、財務報告に係る信頼性を確保するための体制を整備し、その仕組みを継続的に評価し、不備がある場合には直ちに是正・改善等を行う。

10. 反社会的勢力排除に向けた体制
当社グループは、社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は「JSP行動規範」のなかで、反社会的勢力排除に向け「JSPグループは、反社会的な活動や勢力については毅然とした態度で臨み、一切かかわらない。」と定めています。
具体的な対応は、総務担当部門が弁護士や警察などの外部専門機関と緊密な連携を図り情報収集・管理を行い、必要に応じて関係部署へ周知する体制を整備しています。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社は、ステークホルダーの権利行使環境維持を目的として、重要な会社情報は、代表取締役社長の下に一元管理する体制を整えています。
具体的には、情報開示規程に基づき運営され、代表取締役社長を委員長とする情報開示委員会を設置しています。同委員会は、総務人事本部、経理財務本部、経営企画本部の各管理者で構成され、適時開示情報の管理を行っています。適時開示情報は、原則として取締役会の承認を経て、情報開示委員会が最終チェックを行い開示されますが、一部緊急を要する発生事実情報等については、情報開示委員会において判断のうえ、速やかに開示することとしています。
情報開示の諸手続きに関しては、常勤監査役によって都度確認が行われ、運用の透明性を確保しています。
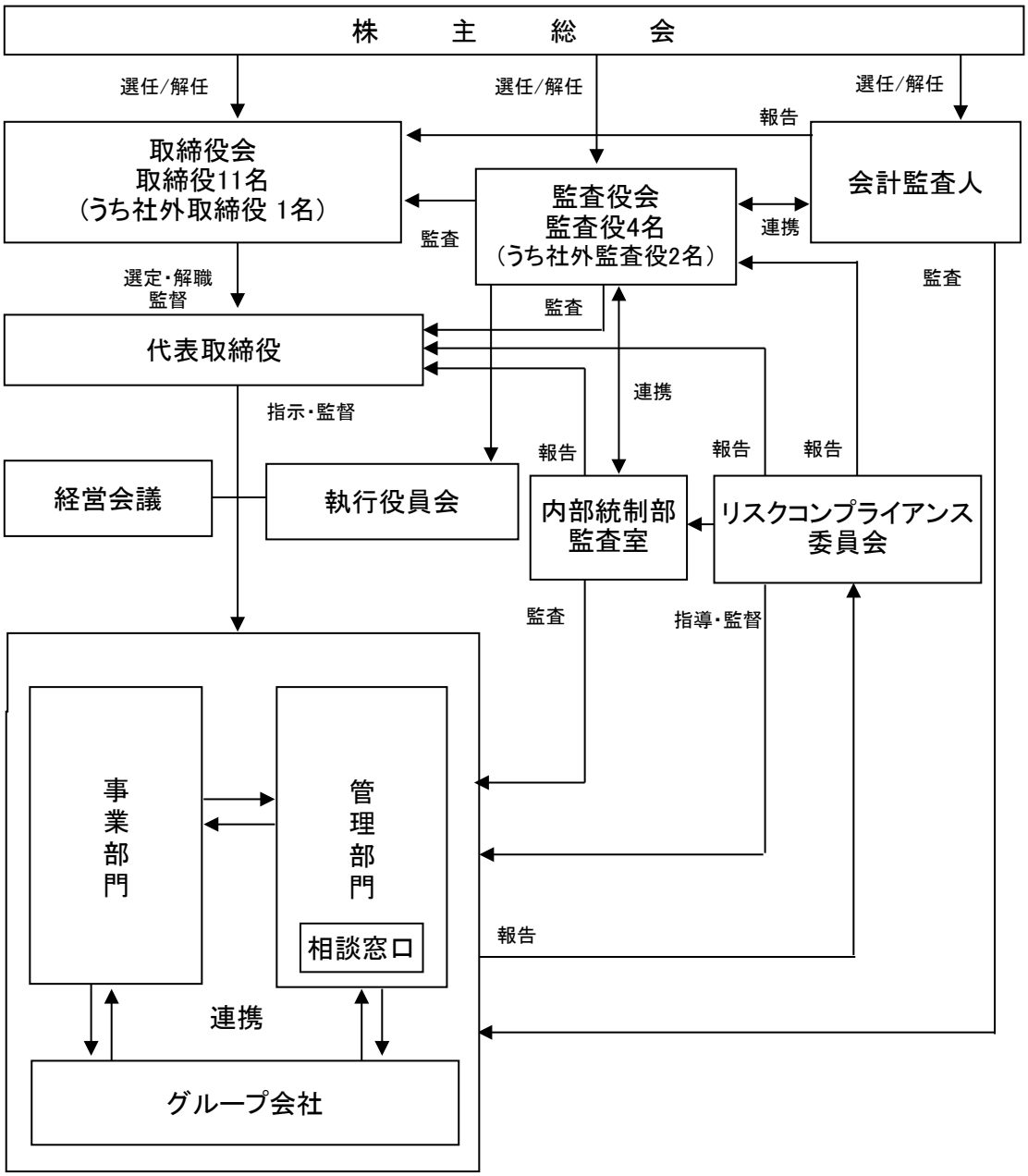
【コーポレートガバナンス体制　模式図】